

施設の概要

①②③新市民体育館（地上3階建）

建築面積	約 8,255㎡
延床面積	約 17,239㎡
供用開始(予定)	令和5年1月

①スポーツアリーナほか ②多目的アリーナほか ③弓道場

④新立体駐車場（地上4階建）

建築面積	約 2,159㎡
延床面積	約 7,718㎡
駐車台数	370台(うち公用車73台)
供用開始(予定)	令和3年1月



●その他 屋外駐車場（平面 361台（うち公用車8台））、駐輪場（約400台）、屋外広場 など

※提案資料として提出されたものであり、実際とは異なる場合があります

全員協議会においては、このほか、台風第19号の災害対応について、市当局から報告を受けました。

意見書

この意見書は、令和元年10月16日に全会一致で可決された後、関係官庁等へ送付しました。

※意見書とは、市だけの努力では解決できない公共の利益に関する問題について、市議会の意思をまとめて国や県に要望するものです。



「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は令和元年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されていることから、今後実施すべき事業が数多く残されている。

また、東日本大震災を初めとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路・津波防災施設・山崩れ防止施設・避難地・避難路の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって、国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するように強く要望する。